

(改正前)	(改正後)
<p>2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき<u>12,000円</u>とする。</p> <p>4 略 （通勤手当）</p> <p>第13条 通勤手当は、細則で特別の定めをする者を除くほか、次の各号に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手</p>	<p style="text-align: right;">に該当する扶養親族について</p> <p>ては<u>3,000円</u>、</p> <p><u>13,500円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>150,000円</u></p> <p><u>150,000円</u></p> <p style="text-align: right;"><u>150,000円</u></p>

(改正前)

(改正後)

定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

別表第2 一般職給料表（第3条関係）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略	略	略

職員の区分								
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員							
定年前再任用	187,900	210,700	257,800	291,400	309,000	366,200	416,700	450,700

(改正前)								(改正後)								
—	略	略	略	略	略	略	略	前再任用短時間勤務職員以外の職員								
—								定年前再任用短時間勤務職員		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000	366,200	
—									0	0	0	0	0	(332,400)	0	
—														(386,400)		

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員
の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)

8,800円

- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として理事長が定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として理事長が定めるものに適用することができる。

別表第5 (第3条関係)

(1) 教育職給料表級別基準職務表 略

(改正前)

(改正後)

(2) 一般職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	略
2級	略
3級	略
4級	略
5級	係長又は担当係長_____の職務
6級	略
7級	略
8級	略

	、調査役又は専門役

(4) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	略
2級	略

(改正前)		(改正後)	
3級	略		
4級	略		
5級	係長又は担当係長_____の職務		、 調査役又は専門役
6級	略		

第2条 公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（2019年4月1日規程第71号）を以下のとおり改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>(扶養手当)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族については3,000円、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶</u></p>	<p>_____</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>第2号 第5号</p>

(改正前)	(改正後)
養親族については6,500円，同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき <u>13,500円</u> とする。 4 略	<u>第1号</u> <u>14,500円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は，2025年4月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，2026年4月1日から施行する。